

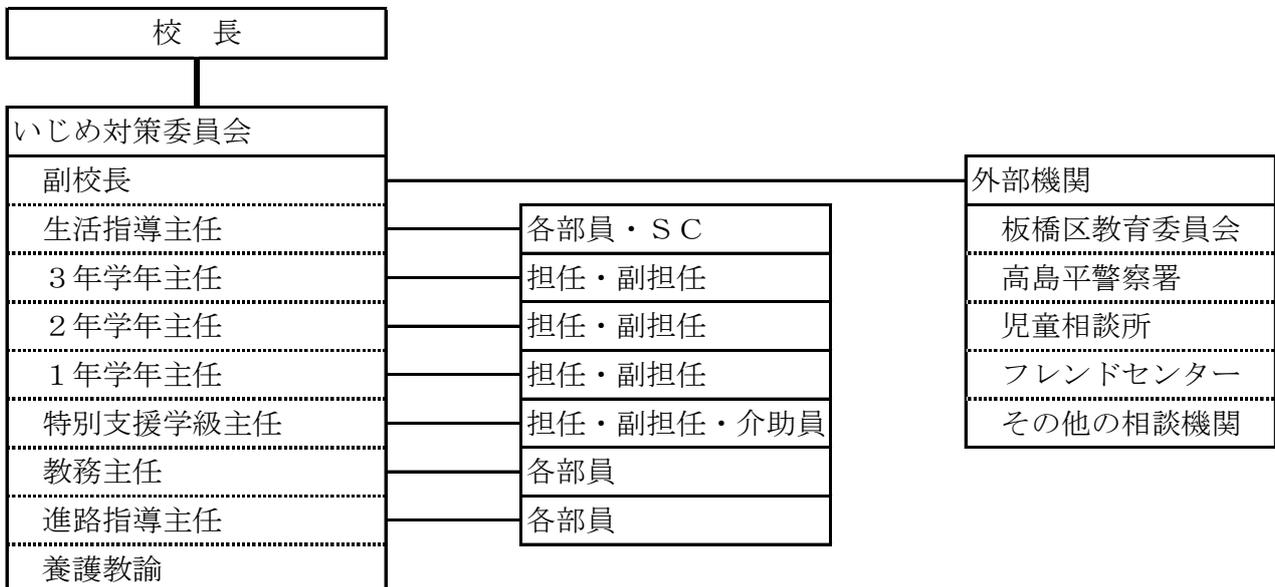
# 学校いじめ防止基本方針

板橋区立高島第一中学校

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

学校は、いじめがどの生徒にも起こりうる問題であることに鑑み、すべての生徒が元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるように、組織と環境づくりに取り組む。また、学校、保護者、区民及び関係機関等はいじめの未然防止等のため、相互に連携を図る。そして、生徒が安心して生活し健やかに成長することができる環境づくりを目指すとともに、学校としていじめを見逃さない、許さない姿勢を内外に示していく。

## 2 校内組織



### いじめ対策委員会の設立

メンバー 校長・副校長・教務主任・生活指導主任・各学年主任・養護教諭

- (1) いじめ防止の推進
- (2) いじめ発見の推進
- (3) いじめ再発防止の推進

### 3 いじめ防止に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	教員の動き	生徒の活動（学年）	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止基本方針の確認</li> <li>生活指導会議による情報収集、検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の確認</li> <li>生活指導会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級、学年開き</li> <li>対面式</li> <li>生徒総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会</li> <li>学校公開</li> </ul>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>自己申告</li> <li>校長面接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S C 面談（1）</li> <li>身体計測</li> <li>運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CS 委員会</li> <li>部活動保護者会</li> <li>P T A 総会</li> <li>学校公開</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> <li>アンケート検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修 （生徒理解）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい月間</li> <li>いじめアンケート</li> <li>S C 面談（1）</li> <li>校外学習（2）</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の取組評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CS 委員会</li> <li>教育相談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価→検証</li> </ul>			
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導会議による情報収集、検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒会役員選挙</li> <li>移動教室（1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> </ul>
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>保小中連携研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行（3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>CS 委員会</li> <li>地域面接（3）</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> <li>アンケート検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい月間</li> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> </ul>
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CS 委員会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキー教室（2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>学習発表会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい月間</li> <li>いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CS 委員会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートを受け、学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針の見直し」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末反省</li> <li>生活指導会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三送会</li> <li>卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校アンケート</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導部会における情報収集</li> <li>対策案の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>道徳授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>あいさつ運動</li> <li>道徳授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開</li> <li>地域パトロール</li> <li>挨拶運動</li> </ul>

## 4 具体的取組

### (1) 未然防止

#### ○学級活動の充実

- ・生徒に対して教員は受容的・共感的態度で接し、自ら律する態度を育む指導・支援をする。
- ・生徒同士が互いに良いところを認め合い、協力し合ってクラスの課題に向かうことを促し、支援する。
- ・正しい言葉遣いを指導する。「きもい」「死ぬ」「うざい」等、誰に対しても人権を侵害するような言葉遣いをしないよう、時を逃さず徹底的に正す。

#### ○生徒が教員、大人にいじめの事実を訴えることができる体制づくり

- ・生徒が「いじめを受けている」と感じた時に、すぐ担任をはじめ、身近な教員に訴えることができるように、日頃から生徒の話に関心をもち、真剣に耳を傾ける。
- ・日頃から生徒の服装や持ち物、表情、態度や体調に注意を払い、細かな変化でも必ず声をかけ、記録に残す。

#### ○授業の充実

- ・「わかる授業」を実践することで、生徒の自己肯定感を引き出し、劣等感からのストレスを最小限にとどめて、生徒同士の良い関係を築く基礎とする。
- ・道徳を要とし、すべての授業と連携しながら自他共に大切にすることを育む。特に道徳の授業では、生徒の心に響く資料を用い、自分自身を振り返る機会とする。

#### ○家庭、地域との連携

- ・家庭への日々の連絡、家庭訪問等を丁寧に行い、生徒の変化やトラブルについていつでも相談できる信頼関係を保護者と築く。
- ・学校公開や連絡協議会等を通して地域に日頃の学校生活を公開し、また、地域の行事に積極的に参加するなどして、地域の方々との信頼関係を築きながら情報を得る。

#### ○教職員同士の協力体制、組織での取組

- ・いじめの認知はいじめをなくす第一歩であり、認知件数が多いことを意識の高さととらえ、問題解決に向けて学年及び学校体制で取り組むという姿勢をもつ。
- ・生徒指導に関わる保護者対応、関係諸機関との対応については、その都度、生活指導部、管理職に必ず報告し、様々な立場からいじめ問題の早期発見、早期対応に努める。

### (2) 早期発見

#### ○いじめ対策委員会を中心とした組織的対応

- ・早期発見のための手立てを考え実践する。また、発見された場合には、臨時に委員会を招集し協議、対応に当たる。

#### ○複数の教職員の目による日常の観察、報告による問題の発見

- ・授業、部活動、保健室の利用等、さまざまな教育活動での生徒との関わりの中で気になることを互いに情報交換し合い、いじめの芽を見逃さないように努める。
- ・校内巡回の際、教室の様子、廊下の様子で気になることがあれば、些細なことでも担任及び学年主任に報告する。

#### ○定期的なアンケート実施による問題の発見

- ・学期ごとにアンケートを実施し、生徒自身や周りの生徒のことで気になることがあれば教職員に伝えやすい環境をつくる。

#### ○カウンセラーからの報告

- ・毎週の生活指導部会でカウンセリングルームを利用した生徒を中心に情報交換する。

### (3) 早期対応

いじめに関する情報を得た場合やいじめの事実を把握した際には、いじめ対策委員会を招集し、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速に解決に向けた取組を行う。また、必要に応じて関係機関と連携する。

#### ○被害生徒への対応

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても理解者であるという姿勢で対応する。
- ・「いつ」「何を」「誰に」「どの程度」の確認と詳細な記録をし、関係教職員と情報を共有し、事実確認を行う。
- ・いじめを受けたことによる心理的ストレスを軽減するため、SCと連携し、被害生徒やその保護者のケアを行う。

#### ○加害生徒への対応

- ・いじめを行った背景を理解し、いじめた行為については毅然と指導する。
- ・速やかな事実確認を行い、校長を中心とした複数の教員での組織的対応、親子で話をする場を設定し保護者の責務について確認の場を設ける。
- ・事前に加害生徒の謝罪内容の確認を行い、被害生徒が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の生徒の様子を観察し、必要に応じてSCとの面談を行う。

#### ○保護者への対応

- ・被害者と加害者両方の生徒の保護者に連絡し話をする場を設定し、事実に基づいた保護者への対応をとる。
- ・状況を定期的かつ細やかに保護者へ報告し、状況に応じて保護者同士の話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

### (4) 校内相談体制

- ・いじめ対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応を実践する。
- ・定期的（週に1回以上）に会議を設定し、生徒の様子はすぐに報告できる体制とシステムを構築する。また、管理職への正確な報告体制とSCとの情報共有の場を設定する。
- ・生活指導部会を週1回設定し、生徒個々の様子を把握する体制をとる。また、毎月の職員会議において生徒の様子を報告し、全教員が全校生徒の様子を把握する。

### (5) 校内研修

- ・いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を年間の研修計画に組み入れ、様々な問題に対応する資質・能力を身に付ける。
- ・アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会に積極的に参加し、校内研修の講師として各教員に広める。
- ・SCを交えたケース会議や情報交換会を定期的実施し、生徒の人間関係を継続的に把握していく資質を養う。

(6) 保護者との連携・啓発

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、保護者の理解・協力を得るよう努める。
- ・保護者会等を通して、いじめについての情報を提供することで、複数の大人による見守りの協力を要請する。
- ・情報交流や意見交流の場と機会を設け、連携を強化する。

(7) 区民、関係機関との連携

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページや学校だよりで公表し、地域の理解・協力を得るよう努める。
- ・コミュニティ・スクール委員会等を通して、いじめについての情報を提供することで、複数の大人による見守りの協力を要請する。
- ・家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所・フレンドセンター等との円滑な情報の共有に努める。

5 重大事態への対処

(1) いじめにより重大事態（「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は心身の安全が脅かされた場合には、直ちに関係機関との連携を図る。
- ② いじめ対策委員会を中核とし、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会へ調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(2) 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

(3) ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

6 取組に関する点検と改善の方策

(1) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(2) 対応に不十分なことが生じた時点で、直ちにいじめ対策委員会を招集し、対応の見直しや検討、実践を行い、その結果を検証する。必要に応じて再度見直しをする。